被処分者	認定証番号	秋田県公安委員会 第 230237号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	株式会社フジ代行
	主たる営業所が所在する市町村	秋田市
	処 分 年 月 日	令和3年4月21日
	処 分 内 容	令和3年4月23日から令和3年4月29日までの7日 間の営業停止命令
	処 分 理 由	法の指示により付された違反点数の累積が営業停止 の基準に達したため
	根拠法令	○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 施行令第5条
	処分を行った公安委員会	秋田県公安委員会

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、営業 停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する。